

令和7年度
やまぐち自動車産業電動化イノベーション等
促進補助金
(脱炭素関連枠)

公募要領

令和7年4月

山口県

【目次】

1	補助金の概要	1
2	申請要件	3
3	補助対象経費	3
4	補助金の交付	5
5	公募期間	5
6	提出書類・提出方法等	5
7	審査・採択	6
8	各種手続きのスケジュール	7
9	事業者の責務	8
■	お問い合わせ先	9

1 補助金の概要

(1) 目的

カーボンニュートラルの実現に向けた生産車両の電動化シフト等の急速な構造変化に対応するため、電動化に対応した新技術・新製品等の創出及び自動車のライフサイクル全体での低炭素化を促進し、県内企業等の自動車産業への新規参入及び事業展開の拡大を図ることを目的とします。

(2) 補助対象事業

自動車又は自動車部品の生産工程における低炭素化に資する設備等の導入

※ 「生産性向上を伴いつつ、CO2 排出量削減に資する設備等」または「エネルギー使用量を可視化する設備等」のいずれかに該当する設備等の導入を対象とします。

(3) 補助率等

補助率	1 / 2 以内
補助限度額	10,000 千円
事業期間	交付決定日から 令和8年3月末までの間
採択件数目安	2 件程度

(4) 補助対象者

補助対象者は、県内中小企業とします。

なお、個人としては本補助事業に申請することはできません。

《県内企業の範囲》

本要領において、「県内企業」とは、次のア及びイのいずれかに該当する企業を指します。

ア 県内に事業所（登記上の主たる事務所、工場、研究所等）を置く企業

イ 県内の貸研究室、インキュベーション施設において研究開発を実施する企業

《県内中小企業の範囲》

本要領において、「県内中小企業」とは、「県内企業」のうち、次のアからエまでのいずれかに該当する企業を指します。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員数が300人以下の会社であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営

《県内中小企業の範囲（続き）》

むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

主たる事業として営んでいる業種	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※「資本金の額又は出資の総額」と「常時使用する従業員の数」は、いずれかを満たせば補助対象者に該当します。

ただし、以下に該当するものは除きます。

- ・発行済株式の総額又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業(前述ア～エに掲げる会社以外の会社をいう。以下同じ。)の所有に属しているもの
- ・発行済株式の総額又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属しているもの
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めているもの

《留意事項》

◆本補助事業に参画する者は、次のアからウまでの要件を全て満たす必要があります。

ア 山口県税の滞納をしていないこと。

イ 次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその経営又は運営に実質的に関与している者

ウ 役員等（法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらの者と同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体

である場合はその代表者、理事その他これらの者と同等の責任を有する者をいう。)が、次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団員

(イ) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(オ) (イ)から(エ)に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

◆申請後や交付決定後に要件を満たさない事由が発生、判明した場合、補助金を交付しない、あるいは、補助金の返還を求める場合があります。

2 申請要件

次に記載する要件をすべて満たす必要があります。

- ① 自動車又は自動車部品の生産工程における低炭素化に資する事業であること
- ② 以下のいずれかに該当する設備等の導入を行うものであること。
 - ・生産性向上を伴いつつ、CO2排出量削減に資する設備等
 - ・エネルギー使用量を可視化する設備等
- ③ 県内の事業所への設備等の導入であること。
- ④ 県内企業への取組の横展開を図るため、設備等の導入後、県の実施する取組事例の紹介に協力すること。
- ⑤ 他の補助金等の交付を受けて行われる事業（交付対象経費が重複するもの）でないこと。

※④補足 脱炭素化の取組のモデル企業を創出し、県内中小企業への取組の横展開を図る目的で補助を行うため、単なる機器更新は補助対象外とします。また、補助事業実施後、設備等の導入状況・成果等について、県主催セミナーでの紹介や県ホームページへの掲載等による取組事例の紹介に協力いただきます。

3 補助対象経費

対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。また、本事業を行うにあたり、他事業との区分経理を行ってください。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

費目	補助対象経費
機 器 設 備 費	自動車等生産工程の低炭素化に資する機器設備、ソフトウェア等の購入・導入、設置・設定に必要な経費
使用料及び賃借料	設備等を導入する上で必要となる機器・装置・ソフトウェア等を使用するために必要な経費
外 注 費	補助事業者が直接実施することができないもの、適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費
そ の 他	設備等を導入する上で特に必要と認められるもの

《補助対象経費とならない事例》

- 交付決定日前に発生した経費（発注を含む。）
- 事業終了日までに支払が完了していない経費
（人件費等債務の確定しているものは対象とする場合があります。）
- 金融機関等への振込手数料
- 公費負担人件費
- 他の公的な補助金等が充当されている経費
- 消費税及び地方消費税※
- 飲食等に係る経費
- 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料
- パソコン、プリンタ等汎用性の高いもの（研究開発に係るシステム機器等と一体的、専用で使用される等、汎用性のない場合は対象となります）
- 補助事業に係る見積から支出までの帳簿類（見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込関係書類、領収書 等）が不備の経費

※ 消費税及び地方消費税の取扱い

事業計画の算定において、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外して算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めて算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者、簡易課税事業者
- ③ 消費税法別表第 3 に掲げる法人（財団法人、社団法人、学校法人、国立大学法人、地方独立行政法人 等）
- ④ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

《事業における利益排除》

補助事業において、以下の(1)～(4)に掲げる者から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）は、利益相当分を控除した経費を計上（利益排除）してください。

- (1) 自社又は事業グループの構成員
 - (2) (1)と100%同一の資本に属する会社
 - (3) (1)及び(2)の関係会社（定義は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条による）
 - (4) 事業グループを1つの会社とみなした場合の(2)及び(3)に相当する者
- [利益排除について]

- (1) 補助事業者の自社調達の場合
→ 原価を補助対象経費としてください。
- (2) (1)以外の利益排除対象者からの調達
→ 取引価格が当該調達品の製造原価以下であることを証明できる場合は、取引価格を補助対象額としてください。これにより難しい場合は、調達先の利益率を取引価格から除外した額を補助対象額としてください。

4 補助金の交付

補助事業として採択された場合、採択通知日以降、別途、補助金の交付に係る申請手続きを行っていただきます。

採択通知が補助金交付決定通知となるものではありません。採択された場合であっても、審査の結果、事業の内容、実施体制等に関し条件を付す場合や、予算の都合等により補助金交付申請額から減額されて交付決定される場合があります。

交付決定日以降に発生した経費が補助対象となります。（交付決定日前に発生した経費（発注を含む。）は対象になりません。）

5 公募期間

令和7年4月28日(月)～6月6日(金) 17時15分まで(必着)

6 提出書類・提出方法等

(1) 提出書類

① 補助事業計画書

- 計画書表紙（様式）
- 補助事業計画書総括表（別紙1）
- 補助事業計画書（脱炭素関連枠）（別紙2）
- 補助事業に係る収支予算書（別紙3）
- ※ 表紙を除き、A4 20ページ以内で作成してください。（A4縦置・横書き）

② 参考書類

- 設備等の概要が分かる資料（パンフレット、見積書等）
- 企業概要及び経歴（自社様式、既存の企業パンフレット、ホームページの写し等）
- 直近1期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）
- 暴力団排除に関する誓約書
- 応募要確件の認書
- 山口県税の納税証明書（滞納がないことの証明）

《注意事項》

- ア 事業計画書の事業開始時期は令和7年7月からとして作成してください。
- イ 事業計画書は表紙を除いて1ページからページ番号を付してください。
- ウ 提出書類のほか、必要に応じて資料の提出や説明を求めることがあります。
- エ 決算報告書やパンフレット類等については、既存のもので構いません。
- オ 様式等は、山口県産業労働部産業脱炭素化推進室のHPに掲載します。
(URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/254.html>)

(2) 提出方法等

提出方法	電子メール
提出先メールアドレス	al61001@pref.yamaguchi.lg.jp

- ・メールの表題に「やまぐち自動車産業電動化イノベーション等促進補助金申請」と記載してください。
- ・受信できる容量は10MBまでとなりますので、データファイルの容量を調整してください。複数のメールで送信いただいても結構です。
- ・メール送信後、必ず電話で受信の確認を行ってください。
(TEL：083-933-2474（山口県産業労働部産業脱炭素化推進室）)
- ・電子メールに添付するデータは、Microsoft 社 Word ファイル（docx）、Excel ファイル（xlsx）、PowerPoint ファイル（pptx）又はPDFファイルにより提出してください。
- ・データ容量の都合等により、その他の提出方法を希望される場合は、事前に山口県産業労働部産業脱炭素化推進室にご相談ください。

(3) その他

申請件数は、一申請者当たり1件までとしますので、複数案件での補助金活用を検討する場合は、社内で申請案件を調整してください。

ただし、別区分の「電動化関連枠」と「脱炭素関連枠」にそれぞれ1件ずつ申請する場合に限り、同一申請者からの複数の申請を認めます。

7 審査・採択

(1) 審査

県が設置する審査委員会において、申請書類及び申請者によるプレゼンテーションに基づいて審査を行い、その結果を踏まえ、県が予算の範囲内で採択事業を決定します。

なお、申請件数が多数の場合は、申請書類に基づいて事前選考を行った上で、審査委員会による審査を行う場合があります。

また、プレゼンテーションの実施日時、審査項目等については、令和7年7月上旬までに申請者に連絡します。

(2) 審査項目、審査基準及び配点

審査項目 審査基準	配点
■事業の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・現状把握及び課題認識は適切か。 ・課題認識に対し、必要性の高い事業目的・内容か。 	10点
■事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容に新規性・優位性があるか。 ・設備導入等を含めた事業プロセス・スケジュールは明確か。 ・低炭素化に向けた目標の達成に貢献するか。 	20点
■事業の効果 <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素化の効果が具体的に示されているか。 ・事業実施による経営面の効果は具体的に示されているか。 (コスト削減効果、販路の維持拡大、新事業展開…等) 	20点
合 計	50点

(3) 採択結果（採択又は不採択）の通知等

採択結果については、7月頃に申請者に書面にて通知する予定です。なお、採択された事業はテーマ等を公表します。

8 各種手続きのスケジュール（令和7年度の予定）

区 分	県	補助事業者
4/28～6/6	公募期間	事業計画書提出
6月～7月	補助金審査委員会 採択者決定(補助事業内示)	補助金交付申請
	補助金交付決定	補助事業開始
		実績報告
3月末		精算払請求
4月上中旬	完了検査	
4月下旬	補助金支払	

※ 事業期間中に、ヒアリングや現地視察などを行う場合があります。

※ 上記スケジュールは予定であり、変更の可能性があります。

9 事業者の責務

(1) 交付決定の取消し等

次に掲げる場合は、不採択の決定又は採択若しくは交付決定の取消しを行う場合があります。

- ① 実質的に同一内容の事業について、本補助金と他の公的補助金等とを重複して受けた場合
- ② やまぐち自動車産業電動化イノベーション等促進補助金交付要綱又は実施要領に違反した場合
- ③ 交付決定に関して付した条件に違反した場合
- ④ 虚偽の申請又は報告を行った場合

(2) 補助事業の交付決定後

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守らなければなりません。

- ① 補助事業の内容の変更をする場合は、事前に知事の承認を受けること。
- ② 補助事業を中止又は廃止する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- ③ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- ④ 補助事業の進捗状況等の確認のために県が報告を求めた場合は、遅滞なく県に報告すること。また、必要に応じて県が実地検査を行う場合は、これに協力すること。
- ⑤ 補助対象経費の配分について、各費目につき 30 パーセントを超える変更をする場合は、事前に知事の承認を受けること。
- ⑥ 補助事業を完了した場合は、次のいずれか早い日までに事業実績を県に報告すること。
 - ・ 補助事業を完了した日から起算して 10 日を経過した日
 - ・ 補助事業を実施した年度の末日
- ⑦ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日から起算して 5 年を経過した日の属する会計年度（県の会計年度をいう。以下同じ。）の末日まで保存すること。

- ⑧ 補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等の財産については、補助事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ること。また、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産については、取得財産ごとの減価償却期間の耐用年数以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を受けるとともに、財産処分によって得た収入の一部を県に納付すること。
- ⑨ 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎会計年度終了後 20 日以内に当該補助事業に係る過去 1 年間の事業化に向けた活動状況などについて、県に報告すること。また、補助事業に関係する調査に協力すること。
- ⑩ 補助事業終了後、県が必要と判断した場合は、補助事業の成果を発表すること。また、県が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力すること。

■お問い合わせ先

〒753-8501 山口県山口市滝町 1 番 1 号
山口県産業労働部産業脱炭素化推進室（担当：倉光）
電 話：083-933-2474
E-Mail：a161001@pref.yamaguchi.lg.jp